

緑の回廊とは、「国有林野において、野生生物の移動経路を確保し生息・生育地の拡大と相互交流を促すため」に設定するものです。
 これは、保護林を回廊でつなぎ野生生物種の生息・生育地そのものの連続性（例えば大型動物の通行など短期間で行われるもの）を確保する意味だけではなく、気候変動適応策など国の施策として確保するもの（例えば気候の変化による小動物や植物の分布変化など長期間を必要とするものの移動経路（避難経路を含みます。））の意味も含まれます。

- この表の注意事項
- この表は、再生可能エネルギー発電事業のうち、風力発電及び地熱発電の施設等（当該発電施設の本体及び関連施設等を含みます。）が、国有林野の「緑の回廊」の区域に掛かる場合に、国有林野貸付け手続きにおいて、緑の回廊の機能の維持保全等がないかという観点からも併せて確認するため、事業者が行う環境影響評価手続等（法アセスのほか、条例アセス、自主アセス等を含みます。）における「方法書等」に記載すべき「評価項目」と「準備書等」における「確認ポイント」を整理した「標準例」です。
 - 森林管理局は、この標準例を基に、「緑の回廊」の設定目的に応じ、保護林管理委員会における議論を経て、緑の回廊における「設定方針」の中で「評価項目」等の必要な環境配慮事項等を設定し公表します。
 - これにより、発電事業者が環境影響評価手続等の計画段階（方法書等）で配慮すべき事項を反映し、これに基づく環境影響評価等の結果をまとめた「準備書」等において、国有林野貸付け手続において必要な確認事項の記載が措置されることとなります。

生態から類型化した生物のグループごとの分類			評価					該当する工事種別を記載 (備考1)					(備考2)			
着目する生物グループ (生態面からのタイプ分類)			当該生物種の生息地等に共通する特徴 (調査・確認する背景)		環境影響評価手続等において確認すべきこと					工事種					根拠情報等	
大分類	中分類	小分類	調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】	送電線 (上空通)	送電線 (鉄塔、線)	風車	地熱	管理用	確認ポイント 【※評価項目に対応させて記載】			風力発電	地熱発電
1 猛禽類・哺乳類等の保護に関すること			当該種の実態に応じ、補足的な事項を記載すること	当該種の実態に応じ、補足的な事項を記載すること	当該種の実態に応じ、補足的な事項を記載すること	回廊ごとに着目する野生生物種について具体種を記載すること	当該緑の回廊における着目する野生生物種の実態に応じて事務局としての案を記載すること					当該回廊において必要な評価項目が方法書等に網羅され、環境調査結果等が準備書等に記載されるよう、具体種ごとの項目に対応した別表「確認ポイント（標準例）」を参考に選び設定すること				
猛禽類(留鳥型)の保護												(例) (順不同) 1-①営巣場所、主要な狩場等の喪失・減少の回避 1-③バードストライク回避				
	イヌワシ		・ イヌワシは、崖地のある山地帯を繁殖地としていることが多く、山間部の開発により影響を受ける。 ・ 事業の影響を低減するためには「営巣中心域」「高利用域」「採食地」を特定し、こうした場所を中心に保全措置を検討する必要がある。	① 生息状況の情報収集 ② 行動圏 ③ 自然環境 ④ 営巣場所 ⑤ 繁殖状況 ⑥ 社会環境の情報	少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期	・ イヌワシ (例) (順不同) ・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、風車の設置予定地を営巣地からおおむね15km以上離すこと。 ・ イヌワシの幼鳥の狩りの練習エリアは特に重要であるため、確実に位置を特定し、事業実施区域から確実に避けること。 ・ 夏季（展業期）の狩場と冬季（落葉期）があることに留意し、両方を特定して事業実施区域から確実に避けること。								・ 猛禽類保護の進め方 (改訂版) ・ 平成20年に岩手県釜石市の風力発電事業で営巣地から12km離れた風車の近くでイヌワシの衝突死体が見つかった事例を考慮	猛禽類調査：事業計画をおおむね設定した段階から（猛禽類の営巣地については、早期の段階から「営巣可能性の高いエリア」の現地情報まで把握しておくことが望ましい）	予備調査：坑井調査の着手段階から 現況調査等：事業化の判断がなされた速やかな段階から
	クマタカ		・ クマタカは、山地の高木林に生息し、その巣は急斜面の樹木に作られることが多い。 ・ 事業の影響を低減するためには「営巣中心域」「高利用域」「採食地」を特定し、こうした場所を中心に保全措置を検討する必要がある。	① 行動圏 ② 自然環境 ③ 営巣場所 ④ 繁殖状況 ⑤ 社会環境の情報	少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期	・ クマタカ (例) (順不同) ・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、風車の設置予定地と営巣地との間に十分な距離をとること。 ・ 「止まり場所」と「森への出入りの位置」からの季節別利用場所(位置、環境)の解析を行うことにより、行動圏を確実に特定すること。 【例示として九州地方の場合】 ・ (個体数が多いものの、繁殖成績は全体的に低いことから、) 繁殖成績の良いつがい(概ね30パーセント以上の繁殖成功率のつがい)の生息する谷の地域一帯を特に重要な保護対象とし、当該地域を開発範囲から確実に外すこと。								・ 猛禽類保護の進め方 (改訂版)	猛禽類調査：事業計画をおおむね設定した段階から（猛禽類の営巣地については、早期の段階から「営巣可能性の高いエリア」の現地情報まで把握しておくことが望ましい）	予備調査：坑井調査の着手段階から 現況調査等：事業化の判断がなされた速やかな段階から
	オオタカ		・ オオタカは、平地から丘陵地の森林を繁殖地としていることが多い。事業の影響を回避・低減するためには、「営巣中心域」や重要な採食地を含む「高利用域」を特定し、こうした場所を中心に保全措置を検討する必要がある。	① 営巣場所 ② 繁殖状況 ③ 行動圏の内部構造 ④ 自然環境 ⑤ 社会環境の情報	少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期	・ オオタカ (例) ・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、風車の設置予定地と営巣地との間に十分な距離をとること。								・ 猛禽類保護の進め方 (改訂版)	猛禽類調査：事業計画をおおむね設定した段階から（猛禽類の営巣地については、早期の段階から「営巣可能性の高いエリア」の現地情報まで把握しておくことが望ましい）	予備調査：坑井調査の着手段階から 現況調査等：事業化の判断がなされた速やかな段階から
	オジロワシ オオワシ		・ オジロワシは日本国内（北海道等）で繁殖する個体と、ロシアで越冬し冬季に北海道等で越冬する個体がいる。海岸や湖沼周辺、河川流域の大木に営巣している。 ・ オオワシは冬季に、北海道、北方四島、本州北部・中部等で越冬する。越冬地では海岸や湖沼近くの針広混交林をねぐらにしている。 ・ こうした場所を中心に保全措置を検討する必要がある。	① 営巣場所 ② 繁殖状況 ③ 行動圏の内部構造 ④ 自然環境 ⑤ 社会環境の情報	少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期	・ (例) ・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、風車の設置予定地と営巣地との間に十分な距離をとること。								・ 海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き ・ 猛禽類保護の進め方 (改訂版)	猛禽類調査：事業計画をおおむね設定した段階から（猛禽類の営巣地については、早期の段階から「営巣可能性の高いエリア」の現地情報まで把握しておくことが望ましい）	予備調査：坑井調査の着手段階から 現況調査等：事業化の判断がなされた速やかな段階から

緑の回廊とは、「国有林野において、野生生物の移動経路を確保し生息・生育地の拡大と相互交流を促すため」に設定するものです。
 これは、保護林を回廊でつなぎ野生生物種の生息・生育地そのものの連続性（例えば大型動物の通行など短期間で行われるもの）を確保する意味だけではなく、気候変動適応策など国の施策として確保するもの（例えば気候の変化による小動物や植物の分布変化など長期間を必要とするものの移動経路（避難経路を含みます。））の意味も含むものです。

- この表の注意事項
- この表は、再生可能エネルギー発電事業のうち、風力発電及び地熱発電の施設等（当該発電施設の本体及び関連施設等を含みます。）が、国有林野の「緑の回廊」の区域に掛かる場合に、国有林野貸付け手続きにおいて、緑の回廊の機能の維持保全等がないかという観点からも併せて確認するため、事業者が行う環境影響評価手続等（法アセスのほか、条例アセス、自主アセス等を含みます。）における「方法書等」に記載すべき「評価項目」と「準備書等」における「確認ポイント」を整理した「標準例」です。
 - 森林管理局は、この標準例を基に、「緑の回廊」の設定目的に応じ、保護林管理委員会における議論を経て、緑の回廊における「設定方針」の中で「評価項目」等の必要な環境配慮事項等を設定し公表します。
 - これにより、発電事業者が環境影響評価手続等の計画段階（方法書等）で配慮すべき事項を反映し、これに基づく環境影響評価等の結果をまとめた「準備書」等において、国有林野貸付け手続において必要な確認事項の記載が措置されることとなります。

生態から類型化した生物のグループごとの分類			評価				該当する工事種別を記載 (備考1)					備考2			
着目する生物グループ (生態面からのタイプ分類)			当該生物種の生息地等に共通する特徴 (調査・確認する背景)				環境影響評価手続等において確認すべきこと					前倒環境調査を行う場合の開始時期の考え方 (「環境アセスメント迅速化手法のガイド」から抜粋)			
大分類	中分類	小分類	調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】	工事種					確認ポイント 【※評価項目に対応させて記載】 当該回廊において必要な評価項目が方法書等に網羅され、環境調査結果等が準備書等に記載されるよう、具体種ご	根拠情報等	風力発電	地熱発電
							送電線 (上空通)	送電線 (鉄塔、線)	風車	地熱	管理用			風力発電	地熱発電
猛禽類(渡りをするもの)の保護							-	-	-	-	-				
	猛禽類 (渡りをするもの)	・ 施設設置によるルートの阻害や迂回することによるエネルギー・ロスの問題および死亡率の増加が考えられるため、適切な保全措置を検討する必要がある。	・ 種ごとの渡りルートの情報 ・ 種ごとの渡りの中継地における、餌場と休息地等の情報	少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営業期	(例) ・ 地域において希少とされている種 【例示として北海道地方の場合】 ・ オオワシ、オジロワシ、トビ等 【例示として四国地方の場合】 ・ ハチクマ、サンバ等 ・ その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種	(例) (順不同) ・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、風車の設置予定地と高利用域との間に十分な距離をとること。 【例示として北海道地方の場合】 ・ 渡りをするオオワシとオジロワシが存在することに十分留意し、観察された個体が留鳥と渡り鳥のどちらに分類されるかを確実に把握すること。					(例) (順不同) 1-①営巣場所、主要な狩場等の喪失・減少の回避 1-③バードストライク回避	・ 鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き (3-17~3-30) ・ 猛禽類保護の進め方 (改訂版) ・ サンバの保護の進め方 (平成25年 環境省) ・ チュウヒ保護の進め方 (平成28年 環境省)	猛禽類調査：事業計画をおおむね設定した段階から (猛禽類の営巣地については、早期の段階から「営巣可能性の高いエリア」の現地情報まで把握しておくことが望ましい)	予備調査：坑井調査の着手段階から 現況調査等：事業化の判断がなされた速やかな段階から	
その他希少な渡り鳥の保護							-	-	-	-					
	水鳥類	・ 繁殖、越冬、中継のために日本へ渡来することから、その餌場、休息地等について、適切な保全措置を検討する必要がある。	・ 餌場と休息地の移動機能を維持するため、衝突リスクを解析、予測・評価し、必要に応じて影響を回避・低減する保全措置が取られていることが確認できる情報	渡来する冬季を最低2シーズン (対象種による)	(例) ・ その地域において希少とされている種 【例示として北海道地方の場合】 ・ マガン、ヒシクイ等 ・ その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種	(例) (順不同) ・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、風車の設置予定地と高利用域との間に十分な距離をとること。 ・ 渡りルート上の集団ねぐらや峠越え場所、半島部など、山の尾根部を低高度で集中的に通過する場所の有無を確実に特定し、事業実施区域から避けること。					(例) (順不同) 1-②ねぐら等の保護 1-③バードストライク回避	・ 鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き (3-32、3-34、3-52) ・ 北海道レッドリスト【鳥類編】改訂版 (2017年)	事前調査：事業計画地が想定された早期の段階から 渡り鳥調査：方法書手続の開始と同時に	予備調査：坑井調査に向けた調整井の掘削位置選定段階から 現況調査等：方法書の届け出段階から (特に配慮が求められる保全対象が分布していない場合)	
	その他	・ 繁殖、越冬、中継のために日本へ渡来することから、その渡りルート等について適切な保全措置を検討する必要がある。	・ 渡りルート上で計画される場合、衝突リスクを予測・評価し、その結果に応じてリスクを回避・低減させる保全措置が実施されていることが確認できる情報	渡りの中心となる春季・秋季の年2回を最低2シーズン (地域による)	(例) ・ その地域において希少とされている種 【例示として四国地方の場合】 ・ ヤイロチョウ、ミゾゴイ、コルリ、コマドリ、コノハズク等 ・ その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種	(例) (順不同) ・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、風車の設置予定地と高利用域との間に十分な距離をとること。 ・ 渡りルート上の集団ねぐらや峠越え場所、半島部など、山の尾根部を低高度で集中的に通過する場所の有無を確実に特定し、事業実施区域から避けること。 ・ 希少猛禽類の定点観察を実施する際に、小鳥類の観察も並行して確実に実施すること。					(例) (順不同) 1-②ねぐら等の保護 1-③バードストライク回避	・ 鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き (3-60)	事前調査：事業計画地が想定された早期の段階から 渡り鳥調査：方法書手続の開始と同時に	予備調査：坑井調査に向けた調整井の掘削位置選定段階から 現況調査等：方法書の届け出段階から (特に配慮が求められる保全対象が分布していない場合)	

緑の回廊とは、「国有林野において、野生生物の移動経路を確保し生息・生育地の拡大と相互交流を促すため」に設定するものです。
 これは、保護林を回廊でつなぎ野生生物種の生息・生育地そのものの連続性（例えば大型動物の通行など短期間で行われるもの）を確保する意味だけではなく、気候変動適応策など国の施策として確保するもの（例えば気候の変化による小動物や植物の分布変化など長期間を必要とするものの移動経路（避難経路を含みます。））の意味も含まれます。

- この表の注意事項
- この表は、再生可能エネルギー発電事業のうち、風力発電及び地熱発電の施設等（当該発電施設の本体及び関連施設等を含みます。）が、国有林野の「緑の回廊」の区域に掛かる場合に、国有林野貸付け手続きにおいて、緑の回廊の機能の維持保全等がないかという観点からも併せて確認するため、事業者が行う環境影響評価手続等（法アセスのほか、条例アセス、自主アセス等を含みます。）における「方法書等」に記載すべき「評価項目」と「準備書等」における「確認ポイント」を整理した「標準例」です。
 - 森林管理局は、この標準例を基に、「緑の回廊」の設定目的に応じ、保護林管理委員会における議論を経て、緑の回廊における「設定方針」の中で「評価項目」等の必要な環境配慮事項等を設定し公表します。
 - これにより、発電事業者が環境影響評価手続等の計画段階（方法書等）で配慮すべき事項を反映し、これに基づく環境影響評価等の結果をまとめた「準備書」等において、国有林野貸付け手続において必要な確認事項の記載が措置されることとなります。

生態から類型化した生物のグループごとの分類			評価				該当する工事種別を記載 (備考1)					(備考2)			
着目する生物グループ (生態面からのタイプ分類)			当該生物種の生息地等に共通する特徴 (調査・確認する背景)		環境影響評価手続等において確認すべきこと				工事種					前倒環境調査を行う場合の開始時期の考え方 (「環境アセスメント迅速化手法のガイド」から抜粋)	
大分類	中分類	小分類	調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】	送電線 (上空通)	送電線 (鉄塔、線)	風車	地熱	管理用	確認ポイント 【※評価項目に対応させて記載】	根拠情報等	風力発電	地熱発電
		希少な哺乳類の保護					-	-	-	-	-				
		哺乳類 (コウモリ以外)	・ 地域により「絶滅のおそれのある地域個体群」とされている種もあり、適切な保全措置を検討する必要がある。	・ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況に関する情報	春季、夏季、秋季及び冬季の年4回を最低2シーズン	(例) <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少とされている種 【例示として四国地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ツキノワグマ、ヒメヒミズ、トガリネズミ等 【例示として近畿中国地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ニホンカモシカ、ニホンリス、樹上性哺乳類 (ムササビ、モモンガ、ヤマネ等) 等 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	(例) <ul style="list-style-type: none"> 小型哺乳類の場合、行動域が狭いことを考慮し、風車や道路等の設置により生息地が消失又は分断されることを確実に避けること。 					(例) (順不同) <ul style="list-style-type: none"> 2-①草地等の喪失・悪化防止 2-③移動個体の轢死の回避 4-②移動経路の分断防止 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府レッドデータブック2015 山口県レッドリスト2018 	事前調査：事業計画地が想定された早期段階から動物調査：方法書手続の開始と同時期から (重大な環境影響の可能性のある重要な種等の存在が想定された場合は現況調査等を前倒して開始)	予備調査：坑井調査に向けた調査井の掘削位置選定段階から現況調査等：方法書の届け出段階から (特に配慮が求められる保全対象が分布していない場合)
		洞窟性コウモリ	・ 洞窟内の天井のくぼみ等をねぐらとして利用する。 ・ 飛翔場所 (林冠上空、林冠付近、林内等) が種により異なり、適切な保全措置を検討する必要がある。	・ 確認されたコウモリ類に関して、ねぐら、繁殖場所、採餌場所、移動経路の情報 ・ 移動経路上やねぐら・繁殖場所付近で計画せざるを得ない場合、バットストライク発生リスクを予測・評価し、その結果に応じてリスクを回避・低減させる保全措置が確認できる情報	コウモリ類の活動期である春季～秋季を含む期間で継続的に調査	(例) <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少とされている種 【例示として関東地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ等 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	(例) (順不同) <ul style="list-style-type: none"> ねぐら (出産育雛場所)、採餌場所、移動経路 (季節移動含む) 等の視点から十分な調査を実施し、位置を特定するとともに、事業実施区域から避けること。 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、ねぐら、採餌場所、移動経路から、風車の設置予定地をはおおむね50m以上離すこと。 					(例) (順不同) <ul style="list-style-type: none"> 1-②ねぐら等の保護 1-④バットストライク回避 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度風力発電事業の環境影響評価図書作成における適切な調査手法等に関する調査等業務 (コウモリ調査手法等の検討) BATS AND ONSHORE WIND TURBINES 2019 (イギリスのガイドライン) 神奈川県レッドデータブック2006 	事前調査：事業計画地が想定された早期段階からコウモリ類調査：方法書手続の開始と同時期から (既知の大規模な繁殖洞が近傍に存在するなどの課題が把握された場合には、事業計画を検討する早期の段階から調査・検討を開始)	予備調査：坑井調査の着手段階から現況調査等：事業化の判断がなされた速やかな段階から
		森林性コウモリ	・ 枯死木や生立木の樹皮下や幹の割れ目、樹洞などをねぐらとして利用する。 ・ 飛翔場所 (林冠上空、林冠付近、林内等) が種により異なり、適切な保全措置を検討する必要がある。	・ 確認されたコウモリ類に関して、ねぐら、繁殖場所、採餌場所、移動経路の情報 ・ 移動経路上やねぐら・繁殖場所付近で計画せざるを得ない場合、バットストライク発生リスクを予測・評価し、その結果に応じてリスクを回避・低減させる保全措置が確認できる情報	コウモリ類の活動期である春季～秋季を含む期間で継続的に調査	(例) <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少とされている種 【例示として中部地方の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ヤマコウモリ、コヤマコウモリ、ヒナコウモリ、クビワコウモリ、モリアブラコウモリ、チチブコウモリ等 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	(例) (順不同) <ul style="list-style-type: none"> ねぐら (出産育雛場所)、採餌場所、移動経路 (季節移動含む) 等の視点から十分な調査を実施し、位置を特定するとともに、事業実施区域から避けること。 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、ねぐら、採餌場所、移動経路から、風車の設置予定地をはおおむね50m以上離すこと。 					(例) (順不同) <ul style="list-style-type: none"> 1-②ねぐら等の保護 1-④バットストライク回避 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度風力発電事業の環境影響評価図書作成における適切な調査手法等に関する調査等業務 (コウモリ調査手法等の検討) BATS AND ONSHORE WIND TURBINES 2019 (イギリスのガイドライン) 上ノ国ウインドファームでの、北海道で当時生息記録が無かったコヤマコウモリのバットストライク事例を考慮 長野県版レッドリスト2015 	事前調査：事業計画地が想定された早期段階からコウモリ類調査：方法書手続の開始と同時期から (既知の大規模な繁殖洞が近傍に存在するなどの課題が把握された場合には、事業計画を検討する早期の段階から調査・検討を開始)	予備調査：坑井調査の着手段階から現況調査等：事業化の判断がなされた速やかな段階から

緑の回廊とは、「国有林野において、野生生物の移動経路を確保し生息・生育地の拡大と相互交流を促すため」に設定するものです。
 これは、保護林を回廊でつなぎ野生生物種の生息・生育地そのものの連続性（例えば大型動物の通行など短期間で行われるもの）を確保する意味だけではなく、気候変動適応策など国の施策として確保するもの（例えば気候の変化による小動物や植物の分布変化など長期間を必要とするものの移動経路（避難経路を含みます。））の意味も含まれます。

この表の注意事項
 1 この表は、再生可能エネルギー発電事業のうち、風力発電及び地熱発電の施設等（当該発電施設の本体及び関連施設等を含みます。）が、国有林野の「緑の回廊」の区域に掛かる場合に、国有林野貸付け手続きにおいて、緑の回廊の機能の維持保全等がないかという観点からも併せて確認するため、事業者が行う環境影響評価手続等（法アセスのほか、条例アセス、自主アセス等を含みます。）における「方法書等」に記載すべき「評価項目」と「準備書等」における「確認ポイント」を整理した「標準例」です。
 2 森林管理局は、この標準例を基に、「緑の回廊」の設定目的に応じ、保護林管理委員会における議論を経て、緑の回廊における「設定方針」の中で「評価項目」等の必要な環境配慮事項等を設定し公表します。
 3 これにより、発電事業者が環境影響評価手続等の計画段階（方法書等）で配慮すべき事項を反映し、これに基づく環境影響評価等の結果をまとめた「準備書」等において、国有林野貸付け手続において必要な確認事項の記載が措置されることとなります。

生態から類型化した生物のグループごとの分類			評価				該当する工事種別を記載 (備考1)					(備考2)				
着目する生物グループ (生態面からのタイプ分類)			当該生物種の生息地等に共通する特徴 (調査・確認する背景)	環境影響評価手続等において確認すべきこと				工事種					確認ポイント 【※評価項目に対応させて記載】 当該回廊において必要な評価項目が方法書等に網羅され、環境調査結果等が準備書等に記載されるよう、具体種ご	根拠情報等	前倒環境調査を行う場合の開始時期の考え方 (「環境アセスメント迅速化手法のガイド」から抜粋)	
大分類	中分類	小分類		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】	送電線 (上空通)	送電線 (鉄塔、線)	風車	地熱	管理用			風力発電	地熱発電
2 マイクロハビタットの保全に関すること																
希少な爬虫類・両生類の保護																
	サンショウウオ類	<ul style="list-style-type: none"> 幼体の生息環境は池沼や水溜り等、成体（繁殖期以外）は林床に生息している。 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認されたサンショウウオ類に関して繁殖地となる池沼や水溜り、溪流河川等に関する情報。生息地となる林床に関する情報 	繁殖期を含む春季、夏季、秋季、冬季の2シーズン	<ul style="list-style-type: none"> (例) その地域において希少とされている種 【例示として四国地方の場合】 イシツチサンショウウオ、コガタブチサンショウウオ、シコクハコネサンショウウオ等 【例示として東北地方の場合】 トウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ等 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	<ul style="list-style-type: none"> (例) (順不同) 池、溪流、水たまり等の水辺の繁殖地の消失を確実に避けること。 沢等の水の流れの分断を確実に避けること。 暗渠で水を流す場合には、上下流口から小動物が移動できるよう配慮すること。 標高等により産卵時期が異なる場合や、産卵期が短い場合があることに十分留意し、調査適期を確実に把握すること。 【例示として四国地方の場合】 山地性の小型サンショウウオについては、生息沢の周辺(おおよそ1km)とそれより上流部のエリアについては、事業実施区域から除くこと。 						<ul style="list-style-type: none"> (例) (順不同) 2-②水辺環境の喪失・悪化防止 2-③移動個体の轢死の回避 4-②移動経路の分断の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県レッドリスト 2021 (両生類) 山形県第2次レッドリスト (哺乳類、爬虫類、両生類、陸産・淡水産貝類、甲殻類) について(2018年度改訂版) 	事前調査：事業計画地が想定された早期段階から動物調査：方法書手続の開始と同時期から (重大な環境影響の可能性のある重要な種等の存在が想定された場合は現況調査等を前倒して開始)	予備調査：坑井調査に向けた調査井の掘削位置選定段階から 現況調査等：(特に配慮が求められる保全対象が分布していない場合) 方法書の届け出段階から	
	イモリ類	<ul style="list-style-type: none"> 池、湿地等の止水域に多いが、林道の側溝や、大きな河川脇の水溜りなどでも見られることがある。 基本的に、流れのある河川には生息しない。繁殖期は春から初夏にかけて、卵を中の水草や枯葉に産卵する。 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認されたイモリ類に関して一般的な繁殖地となる池沼や水溜り、溪流河川等に関する情報 	繁殖期を含む春季、夏季、秋季、冬季の2シーズン	<ul style="list-style-type: none"> (例) その地域において希少とされている種 【例示として関東地方の場合】 アカハライモリ等 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	<ul style="list-style-type: none"> (例) (順不同) 池、溪流、水たまり等の水辺の繁殖地の消失を確実に避けること。 沢等の水の流れの分断を確実に避けること。 暗渠で水を流す場合には、上下流口から小動物が移動できるよう配慮すること。 					<ul style="list-style-type: none"> (例) (順不同) 2-②水辺環境の喪失・悪化防止 2-③移動個体の轢死の回避 4-②移動経路の分断の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都レッドリスト (本土部) 2020年版 レッドデータブックとちぎ2018 	事前調査：事業計画地が想定された早期段階から動物調査：方法書手続の開始と同時期から (重大な環境影響の可能性のある重要な種等の存在が想定された場合は現況調査等を前倒して開始)	予備調査：坑井調査に向けた調査井の掘削位置選定段階から 現況調査等：(特に配慮が求められる保全対象が分布していない場合) 方法書の届け出段階から		
	ヘビ類	<ul style="list-style-type: none"> 種にもよるが水辺、草地、森林など比較的広い範囲に生息している。 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認されたヘビ類に関して特に広葉樹林や水辺における生息状況に関する情報 	春季、夏季、秋季、冬季の年4回を最低2シーズン	<ul style="list-style-type: none"> (例) その地域において希少とされている種 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	<ul style="list-style-type: none"> (例) (順不同) 池、溪流、水たまり等の水辺の繁殖地の消失を確実に避けること。 沢等の水の流れの分断を確実に避けること。 暗渠で水を流す場合には、上下流口から小動物が移動できるよう配慮すること。 					<ul style="list-style-type: none"> (例) (順不同) 2-②水辺環境の喪失・悪化防止 2-③移動個体の轢死の回避 4-②移動経路の分断の防止 		事前調査：事業計画地が想定された早期段階から動物調査：方法書手続の開始と同時期から (重大な環境影響の可能性のある重要な種等の存在が想定された場合は現況調査等を前倒して開始)	予備調査：坑井調査に向けた調査井の掘削位置選定段階から 現況調査等：(特に配慮が求められる保全対象が分布していない場合) 方法書の届け出段階から		
	カエル類	<ul style="list-style-type: none"> 幼体の生息環境は池沼や水溜り等、成体は林床や樹木に生息している。 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認されたカエル類に関して一般的な繁殖地となる池沼や水溜り、溪流河川等に関する情報 	繁殖期を含む春季、夏季、秋季、冬季の2シーズン	<ul style="list-style-type: none"> (例) その地域において希少とされている種 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	<ul style="list-style-type: none"> (例) (順不同) 池、溪流、水たまり等の水辺の繁殖地の消失を確実に避けること。 沢等の水の流れの分断を確実に避けること。 暗渠で水を流す場合には、上下流口から小動物が移動できるよう配慮すること。 					<ul style="list-style-type: none"> (例) (順不同) 2-②水辺環境の喪失・悪化防止 2-③移動個体の轢死の回避 4-②移動経路の分断の防止 		事前調査：事業計画地が想定された早期段階から動物調査：方法書手続の開始と同時期から (重大な環境影響の可能性のある重要な種等の存在が想定された場合は現況調査等を前倒して開始)	予備調査：坑井調査に向けた調査井の掘削位置選定段階から 現況調査等：(特に配慮が求められる保全対象が分布していない場合) 方法書の届け出段階から		
希少な水生生物の保護																
	水生生物 (魚類、水生昆虫類、底生生物、陸産貝類等)	<ul style="list-style-type: none"> 事業地周辺の溪流及び湿地等に生息している可能性があり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地熱発電施設から排出されるガス、冷却水が付近の生物相に大きな影響を与えるおそれがあることから、周囲の水環境に与える影響に関する情報 	春季、夏季、秋季及び冬季の年4回を最低2シーズン	<ul style="list-style-type: none"> (例) その地域において希少とされている種 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 	<ul style="list-style-type: none"> (例) (順不同) 池、溪流、水たまり等の水辺の繁殖地の消失を確実に避けること。 沢等の水の流れの分断を確実に避けること。 暗渠で水を流す場合には、上下流口から小動物が移動できるよう配慮すること。 					<ul style="list-style-type: none"> (例) (順不同) 2-②水辺環境の喪失・悪化防止 4-②移動経路の分断の防止 		事前調査：事業計画地が想定された早期段階から動物調査：方法書手続の開始と同時期から (重大な環境影響の可能性のある重要な種等の存在が想定された場合は現況調査等を前倒して開始)	予備調査：坑井調査に向けた調査井の掘削位置選定段階から 現況調査等：方法書の届け出段階から (特に配慮が求められる保全対象が分布していない場合)		

緑の回廊とは、「国有林野において、野生生物の移動経路を確保し生息・生育地の拡大と相互交流を促すため」に設定するものです。
 これは、保護林を回廊でつなぎ野生生物種の生息・生育地そのものの連続性（例えば大型動物の通行など短期間で行われるもの）を確保する意味だけではなく、気候変動適応策など国の施策として確保するもの（例えば気候の変化による小動物や植物の分布変化など長期間を必要とするものの移動経路（避難経路を含みます。））の意味も含むものです。

- この表の注意事項
- この表は、再生可能エネルギー発電事業のうち、風力発電及び地熱発電の施設等（当該発電施設の本体及び関連施設等を含みます。）が、国有林野の「緑の回廊」の区域に掛かる場合に、国有林野貸付け手続きにおいて、緑の回廊の機能の維持保全等がないかという観点からも併せて確認するため、事業者が行う環境影響評価手続等（法アセスのほか、条例アセス、自主アセス等を含みます。）における「方法書等」に記載すべき「評価項目」と「準備書等」における「確認ポイント」を整理した「標準例」です。
 - 森林管理局は、この標準例を基に、「緑の回廊」の設定目的に応じ、保護林管理委員会における議論を経て、緑の回廊における「設定方針」の中で「評価項目」等の必要な環境配慮事項等を設定し公表します。
 - これにより、発電事業者が環境影響評価手続等の計画段階（方法書等）で配慮すべき事項を反映し、これに基づく環境影響評価等の結果をまとめた「準備書」等において、国有林野貸付け手続において必要な確認事項の記載が措置されることとなります。

生態から類型化した生物のグループごとの分類			評価				該当する工事種別を記載					備考1		備考2					
着目する生物グループ（生態面からのタイプ分類）			当該生物種の生息地等に共通する特徴（調査・確認する背景）		環境影響評価手続等において確認すべきこと				工事種					確認ポイント		根拠情報等		前倒環境調査を行う場合の開始時期の考え方（「環境アセスメント迅速化手法のガイド」から抜粋）	
大分類	中分類	小分類	調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項【※各回廊ごとに記載】	送電線(上空通)	送電線(鉄塔、線)	風車	地熱	管理用	【※評価項目に対応させて記載】 当該回廊において必要な評価項目が方法書等に網羅され、環境調査結果等が準備書等に記載されるよう、具体種ご				風力発電	地熱発電		
		希少な昆虫類の保護					-	-	-	-	-								
		チョウ類	・ 成虫は、年1~3回発生し、幼虫期には種ごとに特定の植物を食草とすることが多い。 ・ 生息地は、森林、採草地、農地、河川堤防、山地草原等と種により様々である。 ・ 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。	・ 希少チョウ類の生息・繁殖環境となっている草地（地域ごとにその群落構成種は異なる）の情報	早春季（4月中旬）、春季（5月下旬）、夏季、秋季の年4回を最低2シーズン	（例） ・ その地域において希少とされている種 【例示として北海道地方の場合】 ・ 希少ヒョウモンチョウ類、ギンイチモンジセセリ、ヒメチャマダラセセリ等 ・ その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種						（例）（順不同） 2-①草地等の喪失・悪化防止 2-③移動個体の轢死の回避 4-②移動経路の分断防止		・ 北海道レッドリスト【昆虫>チョウ目編】改訂版(2016年)	事前調査：事業計画地が想定された早期段階から動物調査：方法書手続の開始と同時期から（重大な環境影響の可能性のある重要な種等の存在が想定された場合は現況調査等を前倒して開始）	予備調査：坑井調査に向けた調整井の掘削位置選定段階から 現況調査等：（特に配慮が求められる保全対象が分布していない場合）方法書の届け出段階から			
		アリ類	・ 森林に隣接した草原を好む。晩春~初秋の暖かい時期に活動する。 ・ 種により営巣場所は多岐にわたり、営巣場所の選好性が比較的明確である。 ・ 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。	確認された希少アリ類に関して、 ・ 生息環境の情報 ・ 食性に関する情報 ・ 営巣に関する情報	活動期を含む早春季（4月中旬）、春季（5月下旬）、夏季、秋季の年4回を最低2シーズン	（例） ・ その地域において希少とされている種 ・ その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種						（例）（順不同） 2-①草地等の喪失・悪化防止 2-③移動個体の轢死の回避 4-②移動経路の分断防止		・ 福岡県レッドデータブック2014【改訂版】 ・ レッドデータブックおいた2011	事前調査：事業計画地が想定された早期段階から動物調査：方法書手続の開始と同時期から（重大な環境影響の可能性のある重要な種等の存在が想定された場合は現況調査等を前倒して開始）	予備調査：坑井調査に向けた調整井の掘削位置選定段階から 現況調査等：（特に配慮が求められる保全対象が分布していない場合）方法書の届け出段階から			
		コウチュウ類	・ 変態は卵-幼虫-蛹-成虫という完全変態を行う。幼虫には翅はなく、成虫とは食物が違うものも多い。 ・ 種により食性も多様で、虫食、腐肉食、糞食、葉食、樹木食、樹液食、菌食、蜜食などがある。 ・ 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。	確認された希少コウチュウ類に関して、 ・ 幼虫の生息環境の情報 ・ 食性に関する情報 ・ 成虫の生息環境の情報	成虫が出現する時期を含む早春季（4月中旬）、春季（5月下旬）、夏季、秋季の年4回を最低2シーズン	（例） ・ その地域において希少とされている種 【例示として九州地方の場合】 ・ オオチャイロハナムグリ等 ・ その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種						（例）（順不同） 2-①草地等の喪失・悪化防止 2-③移動個体の轢死の回避 4-②移動経路の分断防止		・ 福岡県レッドデータブック2014【改訂版】 ・ レッドデータブックおいた2011	事前調査：事業計画地が想定された早期段階から動物調査：方法書手続の開始と同時期から（重大な環境影響の可能性のある重要な種等の存在が想定された場合は現況調査等を前倒して開始）	予備調査：坑井調査に向けた調整井の掘削位置選定段階から 現況調査等：（特に配慮が求められる保全対象が分布していない場合）方法書の届け出段階から			
		トンボ類	・ 産卵は挺水植物や浮葉植物あるいは沈水植物の水面直下の生体組織内に行われ、幼虫は水中に生息し、小型の水生昆虫等を捕食する。 ・ 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。	確認された希少トンボ類に関して、 幼虫の一般的な繁殖地となる池沼や水溜り、溪流河川等に関する情報	早春季（4月中旬）、春季（5月下旬）、夏季、秋季の年4回を最低2シーズン	（例） ・ その地域において希少とされている種 【例示として四国地方の場合】 ・ ムカシトンボ等 ・ その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種						（例）（順不同） 2-①草地等の喪失・悪化防止 2-③移動個体の轢死の回避 4-②移動経路の分断防止			事前調査：事業計画地が想定された早期段階から動物調査：方法書手続の開始と同時期から（重大な環境影響の可能性のある重要な種等の存在が想定された場合は現況調査等を前倒して開始）	予備調査：坑井調査に向けた調整井の掘削位置選定段階から 現況調査等：（特に配慮が求められる保全対象が分布していない場合）方法書の届け出段階から			

緑の回廊とは、「国有林野において、野生生物の移動経路を確保し生息・生育地の拡大と相互交流を促すため」に設定するものです。
 これは、保護林を回廊でつなぎ野生生物種の生息・生育地そのものの連続性（例えば大型動物の通行など短期間で行われるもの）を確保する意味だけではなく、気候変動適応策など国の施策として確保するもの（例えば気候の変化による小動物や植物の分布変化など長期間を必要とするものの移動経路（避難経路を含みます。））の意味も含まれます。

この表の注意事項
 1 この表は、再生可能エネルギー発電事業のうち、風力発電及び地熱発電の施設等（当該発電施設の本体及び関連施設等を含みます。）が、国有林野の「緑の回廊」の区域に掛かる場合に、国有林野貸付け手続きにおいて、緑の回廊の機能の維持保全等がないかという観点からも併せて確認するため、事業者が行う環境影響評価手続等（法アセスのほか、条例アセス、自主アセス等を含みます。）における「方法書等」に記載すべき「評価項目」と「準備書等」における「確認ポイント」を整理した「標準例」です。
 2 森林管理局は、この標準例を基に、「緑の回廊」の設定目的に応じ、保護林管理委員会における議論を経て、緑の回廊における「設定方針」の中で「評価項目」等の必要な環境配慮事項等を設定し公表します。
 3 これにより、発電事業者が環境影響評価手続等の計画段階（方法書等）で配慮すべき事項を反映し、これに基づく環境影響評価等の結果をまとめた「準備書」等において、国有林野貸付け手続において必要な確認事項の記載が措置されることになります。

生態から類型化した生物のグループごとの分類			評価				該当する工事種別を記載 (備考1)						備考2			
着目する生物グループ(生態面からのタイプ分類)			当該生物種の生息地等に共通する特徴(調査・確認する背景)	環境影響評価手続等において確認すべきこと				工事種						根拠情報等	前倒環境調査を行う場合の開始時期の考え方(「環境アセスメント迅速化手法のガイド」から抜粋)	
大分類	中分類	小分類		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項【※各回廊ごとに記載】	送電線(上空通)	送電線(鉄塔、線)	風車	地熱	管理用	確認ポイント【※評価項目に対応させて記載】 当該回廊において必要な評価項目が方法書等に網羅され、環境調査結果等が準備書等に記載されるよう、具体種ご		風力発電	地熱発電
3 希少ないしは重要な植物群落の保護に関すること																
植物種の保護 ※植物群落全体ではなく、特定の希少植物種に個別に焦点を当てるイメージ。準備書では「植物」のうち「重要な種」の項目で確認。			<ul style="list-style-type: none"> 希少ないしは重要な植物種 希少種の生息(生育)環境を構成している植物種 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 種子植物その他主な植物に関する植物相の状況に関する情報 重要な種の分布、生育の状況及び生育環境の状況に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも生育状況及び生育環境が把握できる1年間。 種の同定には開花・結実期が適するため、文献等で生育が想定された対象種によっては、開花期が短いなど季節性が強い場合があることも留意し、調査時期を設定することが必要。 	(例) <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少ないしは重要とされている種 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少ないしは重要とされている種 	(例) (順不同) <ul style="list-style-type: none"> 作業道や資材ヤードの仮設に伴う植物種の喪失を確実に防ぐこと。 緑化資材の導入による外来種の侵入を確実に防ぐこと。 地熱発電所の稼働後の排気ガスや排水が周囲の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事後調査による長期的なモニタリングを確実に実施すること。 	○	○	○	○	○	(例) (順不同) <ul style="list-style-type: none"> ①草地等の喪失・悪化防止 ②水辺環境の喪失・悪化防止 ③①植物群落の喪失・悪化防止 ③②溪畔林の喪失・悪化防止 ③④排ガス・排水の悪影響防止 	<ul style="list-style-type: none"> 発電所に係る環境影響評価の手引(経済産業省令和2年改訂) 	(植物相調査) <ul style="list-style-type: none"> 植物相調査:方法書手続開始と同時期から 	予備調査:坑井調査の着手段階から 現況調査等:事業計画の熟度がたかまってから
植物群落の保護 ※特定の植物群落をマイクロハビタットとして利用する希少な動物種の保護については、「2 マイクロハビタットの保全に関すること」の評価項目により確認 ※まとめりとしての植物群落に焦点を当てるイメージ。例えば「照葉樹林」、「ススキ群団」、「溪流辺植生」など。準備書では「植物」のうち「重要な群落」の項目で確認。			<ul style="list-style-type: none"> 希少ないしは重要な植物群落 希少種の生息(生育)環境を構成している植物群落 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 種子植物その他主な植物に関する植生の状況に関する情報 重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況に関する情報 自然環境保全基礎調査の植生図で、植生自然度8以上とされる森林の情報 自然環境保全基礎調査における特定植物群落に関する情報 旧保護林に関する地域の情報 植生と希少動物種の関係性に関する情報(樹洞を利用する野鳥や昆虫等の種に関する情報など) 植生と希少植物種の関係性に関する情報(自然度の高い森林に依存する着生植物の情報など) 	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも生育状況及び生育環境が把握できる1年間。 	(例) <ul style="list-style-type: none"> その地域において希少ないしは重要とされている群落 その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少ないしは重要とされている群落 	(例) (順不同) <ul style="list-style-type: none"> 作業道や資材ヤードの仮設に伴う植生の喪失や悪化を確実に防ぐこと。 緑化資材の導入による外来種の侵入を確実に防ぐこと。 地熱発電所の稼働後の排気ガスや排水が周囲の環境に与える影響を把握するため、事後調査による長期的なモニタリングを確実に実施すること。 事業地周辺の森林を構成する主な樹種の期待平均樹高と、最下垂時の送電線の高さとの間に、十分な離隔距離をとること。 事業地周辺の森林を構成する主な樹種の期待平均樹高と、風車のブレードの最下点との間に、十分な離隔距離をとること。 	○	○	○	○	○	(例) (順不同) <ul style="list-style-type: none"> ①草地等の喪失・悪化防止 ②水辺環境の喪失・悪化防止 ③①植物群落の喪失・悪化防止 ③②溪畔林の喪失・悪化防止 ③④排ガス・排水の悪影響防止 ③⑤送電線との十分な離隔距離の確保 ③⑥風車のブレードとの十分な離隔距離の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 発電所に係る環境影響評価の手引(経済産業省令和2年改訂) 	(植生調査) <ul style="list-style-type: none"> 事前調査:可能な限り早期から(必要に応じて現地調査) 植生調査:可能な限り早期から 	予備調査:坑井調査の着手段階から 現況調査等:事業計画の熟度がたかまってから
			<ul style="list-style-type: none"> 尾根部等の風衝地には、その場所の植生全体を強い風の影響から守っている特別な植物の個体が存在する。 それを伐倒してしまうと、そこから連鎖的に枯れ上がりや倒木が進み、森林全体が消失してしまうため、確実に保護する必要がある。 このように、種そのものは希少でなくても、場所により特別な個体が存在する場合は、適切な保全措置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域が風衝地であるか否かの情報 当該風衝地に生育する植生を強い風の影響から守っている特別な植物の個体の有無 その他、特別な個体が存在するか否かの情報 	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも生育状況及び生育環境が把握できる1年間。 	(例) <ul style="list-style-type: none"> 当該風衝地に生育する植生を強い風の影響から守っている特別な植物の個体 その他その場所において特別な役割を果たす個体 	(例) <ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域が尾根部に掛かる場合、その場所が風衝地かどうかを確実に把握するとともに、風衝地である場合は、その場所に生育する植生全体を強い風の影響から守っている特別な植物の個体を特定し、保護すること。 	○	○	○	○	○	3-③風衝地の保護	<ul style="list-style-type: none"> 発電所に係る環境影響評価の手引(経済産業省令和2年改訂) 	(植生調査) <ul style="list-style-type: none"> 事前調査:可能な限り早期から(必要に応じて現地調査) 植生調査:可能な限り早期から 	予備調査:坑井調査の着手段階から 現況調査等:事業計画の熟度がたかまってから

緑の回廊とは、「国有林野において、野生生物の移動経路を確保し生息・生育地の拡大と相互交流を促すため」に設定するものです。
 これは、保護林を回廊でつなぎ野生生物種の生息・生育地そのものの連続性（例えば大型動物の通行など短期間で行われるもの）を確保する意味だけではなく、気候変動適応策など国の施策として確保するもの（例えば気候の変化による小動物や植物の分布変化など長期間を必要とするものの移動経路（避難経路を含みます。））の意味も含まれます。

この表の注意事項
 1 この表は、再生可能エネルギー発電事業のうち、風力発電及び地熱発電の施設等（当該発電施設の本体及び関連施設等を含みます。）が、国有林野の「緑の回廊」の区域に掛かる場合に、国有林野貸付け手続きにおいて、緑の回廊の機能の維持保全等がないかという観点からも併せて確認するため、事業者が行う環境影響評価手続等（法アセスのほか、条例アセス、自主アセス等を含みます。）における「方法書等」に記載すべき「評価項目」と「準備書等」における「確認ポイント」を整理した「標準例」です。
 2 森林管理局は、この標準例を基に、「緑の回廊」の設定目的に応じ、保護林管理委員会における議論を経て、緑の回廊における「設定方針」の中で「評価項目」等の必要な環境配慮事項等を設定し公表します。
 3 これにより、発電事業者が環境影響評価手続等の計画段階（方法書等）で配慮すべき事項を反映し、これに基づく環境影響評価等の結果をまとめた「準備書」等において、国有林野貸付け手続において必要な確認事項の記載が措置されることとなります。

生態から類型化した生物のグループごとの分類			評価				該当する工事種別を記載					備考1		備考2					
着目する生物グループ（生態面からのタイプ分類）			当該生物種の生息地等に共通する特徴（調査・確認する背景）				環境影響評価手続等において確認すべきこと					工事種		確認ポイント		根拠情報等		前倒環境調査を行う場合の開始時期の考え方（「環境アセスメント迅速化手法のガイド」から抜粋）	
大分類	中分類	小分類	調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項【※各回廊ごとに記載】	送電線(上空通)	送電線(鉄塔、線)	風車	地熱	管理用	【※評価項目に対応させて記載】 当該回廊において必要な評価項目が方法書等に網羅され、環境調査結果等が準備書等に記載されるよう、具体種ご		根拠情報等		風力発電	地熱発電		
4 緑の回廊の連続性の維持に関すること							-	-	-	-	-								
生態系の保護			<ul style="list-style-type: none"> 生活史、生息・生育環境条件等に関する特性 生息・生育している位置、個体数及び繁殖等の現況 生息・生育していると推定される行動圏又は生育分布地 行動圏又は生育分布地内における他の動植物との関係 推定される餌等の種類とその分布面積及びそれらの関係 	<ul style="list-style-type: none"> 動物：春季、夏季、秋季及び冬季の年4回（最低2シーズン） 植物：春季、夏季及び秋季の年3回（最低2シーズン） 	<ul style="list-style-type: none"> 上位性注目種 ※各回廊ごとに、対象地域における生態系内での様々な食物連鎖に留意し、環境のスケールに応じて、事業ごとに対象となる生態系にふさわしい種を選定すること 典型性注目種 ※各回廊ごとに、環境の階層的構造にも着目し、事業ごとに対象となる生態系にふさわしい種・群集を選定すること 	<ul style="list-style-type: none"> （例）（順不同） 生態系の連続性を維持するために必要な回廊の幅（規模、形状）を確実に確保すること。 地域の動植物種にとって地球温暖化からの移動経路（避難経路を含む）となる自然環境の連続性を維持するために必要な回廊の幅を確実に確保すること。 構造物（擁壁、側溝等）による動植物の移動経路の分断を確実に避けること。 					<ul style="list-style-type: none"> （例）（順不同） 4-①緑の回廊の幅の維持 4-②移動経路の分断防止 	<ul style="list-style-type: none"> 緑の回廊の設定要領の運用について（H12.3.22付け12-4） 林道規程（S48.4.1付け48林野道107） 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について（H12.4.27付け12林野治790） 生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会中間報告書、生物多様性分野の環境影響評価技術（1）スクーピングの進め方について（平成11年6月） 発電所に係る環境影響評価の手引（経済産業省令和2年改訂） 	事前調査：事業計画地が想定された早期段階 現地調査：方法書手続きの開始と同時期から	現況調査：事業実施想定区域が定まった段階から					